

堺市公報 第210号	令和4年3月18日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【総務局人事部労務課】	2
○堺市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	3
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定取消しについて 【財政局税務部税制課】	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○堺市旅館業法施行条例第3条第1項第6号に規定する市長が指定する施設についての一部改正について 【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】	11
○ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定についての一部改正について 【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】	11
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【危機管理室危機管理課】	12
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	13
○農用地利用集積計画	

【産業振興局農政部農地課】…………… 14
○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 29
○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 29
＜上下水道局告示＞
○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について
【上下水道局下水道管路部下水道管路課】…………… 30

規 則

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第8号

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項ただし書、第4条第9項、第8条ただし書、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項、第23条、附則第2条の4第1項から第3項まで及び附則第3条第1項から第3項まで」を「第4条第9項及び第19条第8項並びに第23条」に、「補償の」を「並びに補償の」に、「実施」を「施行」に改める。

第3条前段中「公務」を「公務上の災害」に、「より生じた」を「よる災害」に改める。

第8条ただし書中「第6条に規定する」を削る。

第11条第1項中「支給停止申請書又は支給停止解除申請書（遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあっては、これらの申請書及び年金証書）」を「支給の停止を申請する場合にあっては支給停止申請書を、支給の停止の解除を申請する場合にあっては支給停止解除申請書及び年金証書」に改める。

第16条第1項第4号ウ中「又は条例第12条第1項第4号」を「又は同号」に改め、同条第3項中「前2項の」の次に「規定による」を加える。

第24条の2第2項ただし書中「その額」を「、その額」に改める。

別表第1第2号オ中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第3号ウ中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第4号ウ中「うるし」を「漆」に改め、同表第7号アからエまでの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号ク中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号コ中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号ス中「骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同表第8号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

別表第2随時介護を要する状態の項中「条例別表第1」を「前2号に掲げるもののほか、条例別表第1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1第8号の規定は、令和3年9月15日から適用する。

堺市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第9号

堺市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

堺市児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成18年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

様式第3号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第92号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条の2第3項の規定に基づき、次の法人に対する寄附金の指定を取り消したので、同条第4項後段の規定により告示する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定取消年月日
学校法人 プール学院 大阪市生野区勝山北1丁目19番31号	令和3年4月1日

堺市告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776302875
事業所名称	シンキ ケアセンター
事業所所在地	堺市西区浜寺昭和町三丁438番地1
指定の申請者	株式会社DOUSAN

主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺昭和町三丁438番地1
代表者名	新木厚次
廃止年月日	令和3年4月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776502508
事業所名称	はるのヘルパーステーション百舌鳥梅町
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町一丁307番地1 OHANA百舌鳥梅町
指定の申請者	社会福祉法人天照会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区大町東三丁1番12号
代表者名	中岡数男
廃止年月日	令和3年7月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766190405
事業所名称	D-PLUS訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市中区深井清水町3832-3F
指定の申請者	株式会社D-PLUS
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井清水町3832-3F
代表者名	海田力
廃止年月日	令和3年12月31日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776303113
事業所名称	福祉用具すぎな
事業所所在地	堺市西区上284番地
指定の申請者	合同会社かくべえ

主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区上284番地
代表者名	北野雅士
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776102846
事業所名称	介護ラボいきあわわ
事業所所在地	堺市中区土塔町2072番地3
指定の申請者	合同会社いきあわわ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土塔町2072番地3
代表者名	小谷喜則
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303113
事業所名称	福祉用具すぎな
事業所所在地	堺市西区上284番地
指定の申請者	合同会社かくべえ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区上284番地
代表者名	北野雅士
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776102846
事業所名称	介護ラボいきあわわ
事業所所在地	堺市中区土塔町2072番地3
指定の申請者	合同会社いきあわわ

主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土塔町2072番地3
代表者名	小谷喜則
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776401800
事業所名称	ルルポ泉ヶ丘ショートステイ
事業所所在地	堺市南区三原台一丁2番3号
指定の申請者	株式会社シーエムエス福祉開発
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区三原台一丁2番3号
代表者名	萩原孝暁
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	短期入所生活介護

介護保険事業所番号	2766190421
事業所名称	訪問看護ステーション ハピネスウイング
事業所所在地	堺市中区深井水池町2861番地 ラビアンローズ103号室
指定の申請者	株式会社DURA HAWK
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市伏屋町三丁目19番7号
代表者名	富田貴大
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	訪問看護

堺市告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のと

おり指定介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により告示する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766190405
事業所名称	D－PLUS訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市中区深井清水町3832－3F
指定の申請者	株式会社D－PLUS
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井清水町3832－3F
代表者名	海田力
廃止年月日	令和3年12月31日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776303113
事業所名称	福祉用具すぎな
事業所所在地	堺市西区上284番地
指定の申請者	合同会社かくべえ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区上284番地
代表者名	北野雅士
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776102846
事業所名称	介護ラボいきあわわ
事業所所在地	堺市中区土塔町2072番地3

指定の申請者	合同会社いきあわわ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土塔町2072番地3
代表者名	小谷喜則
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303113
事業所名称	福祉用具すぎな
事業所所在地	堺市西区上284番地
指定の申請者	合同会社かくべえ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区上284番地
代表者名	北野雅士
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776102846
事業所名称	介護ラボいきあわわ
事業所所在地	堺市中区土塔町2072番地3
指定の申請者	合同会社いきあわわ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土塔町2072番地3
代表者名	小谷喜則
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776401800
事業所名称	ルルポ泉ヶ丘ショートステイ
事業所所在地	堺市南区三原台一丁2番3号

指定の申請者	株式会社シーエムエス福祉開発
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区三原台一丁2番3号
代表者名	萩原孝暁
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	2766190421
事業所名称	訪問看護ステーション ハピネスウイング
事業所所在地	堺市中区深井水池町2861番地 ラビアンローズ103号室
指定の申請者	株式会社DURA HAWK
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市伏屋町三丁目19番7号
代表者名	富田貴大
廃止年月日	令和4年1月31日
サービスの種類	介護予防訪問看護

~~~~~

#### 堺市告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2770105878       |
| 事業所名称     | あいする久世デイサービスセンター |
| 事業所所在地    | 堺市中区東八田387-1     |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 指定の申請者     | 社会福祉法人宝生会        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区南花田町530番地 |
| 代表者名       | 西田恵子             |
| 廃止年月日      | 令和4年1月31日        |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護        |

堺市告示第96号

堺市旅館業法施行条例第3条第1項第6号に規定する市長が指定する施設について（平成27年告示第88号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月18日

堺市長 永藤英機

本則の表中

|              |               |    |     |
|--------------|---------------|----|-----|
| 堺市立青少年の家     | 同 南区片蔵32      | 堺市 | 」を  |
| 堺市立青少年の家     | 同 南区片蔵32      | 堺市 |     |
| 原山公園プール      | 同 南区原山台2丁5-1  | 堺市 | 」に、 |
| 適応指導教室ユアイルーム | 同 美原区黒山167-9  | 堺市 |     |
| 適応指導教室ユアイルーム | 同 美原区黒山167-9  | 堺市 | 」を  |
| 堺市総合防災センター   | 同 美原区阿弥129番地4 | 堺市 |     |
|              |               |    | 」に  |

改める。

堺市告示第97号

ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定について（平成26年告示第88号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

本則の表鳳南町第二（ちびっこ老人憩いの広場）の項及び山田（ちびっこ老人憩いの広場）の項を削り、同表中

|   |            |               |   |   |
|---|------------|---------------|---|---|
| 「 | 11号緑の広場    | 堺市北区百舌鳥本町1丁   | 」 | を |
| 「 | 11号緑の広場    | 堺市北区百舌鳥本町1丁   | 」 | に |
|   | 堺市総合防災センター | 堺市美原区阿弥129番地4 | 」 |   |

改める。

## 公 告

堺市公告第157号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
防災テレメータ設備改修業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
危機管理室危機管理課  
堺市堺区南瓦町3番1号

- 3 落札者を決定した日  
令和4年1月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
西菱電機株式会社 大阪支社  
支社長 川端 真史  
大阪府大阪市北区堂島浜2丁目2番8号
- 5 落札金額  
¥50,270,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年12月3日

~~~~~

堺市公告第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パンジョ

堺市南区茶山台一丁3番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社パンジョ

代表取締役 桐田 健

堺市南区茶山台一丁2番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和4年3月1日

5 届出年月日

令和4年3月3日



堺市公告第159号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

令和3年度 第12号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定
により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年3月3日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権						
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市北区野遠町276番地5	松下 幹男	北区野遠町	445	田	588	堺市北区野遠町567番地	小高 裕	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市東区西野406番地	山上 清明	中区陶器北	1109-1	田	1,113	堺市東区日置庄中町287番地	野里 孝雄	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	北区中村町	212	田	945	堺市中区深井北町3213番地	北野 三恵子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	北区中村町	1141	田	1,201	堺市北区中村町1266番地	寺内 亮太	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市南区新檜尾台3丁1番7-206号	成田 律子	南区野々井	118-1 118-2	畑 畑	204 307	堺市南区桃山台4丁11番1号	西田 勝	賃貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	10,000	毎年未までに貸手指定口座に振込
堺市中区深阪6丁16番3号	樋川 重廣	西区太平寺	641	田	1,117	堺市中区伏尾142番地	坂下 正昭	使用貸借による権利	田として利用	令和4年6月1日	令和7年5月31日	-	-
大阪府和泉市国分町1019番地2	田口 榮男	西区山田4丁	1516-1	田	1,851	堺市西区菱木4丁2732番地1	平田 保治	賃貸借による権利	田として利用	令和4年6月1日	令和7年5月31日	31,500	毎年未までに貸手指定口座に振込
堺市東区高松486番地	谷 好勝	美原区阿弥	153 198-1	田 田	2,254 1,242	堺市美原区阿弥311番地1	森 恒子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年6月1日	令和7年5月31日	-	-
堺市中区深井畑山町270番地7	山本 信夫	深井畑山町	212-2	畑	483	堺市中区深井畑山町272番地1	山本 伸治	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年6月1日	令和7年5月31日	-	-
堺市北区百舌島本町2丁183番地	吉田 晴彦	南区豊田	2629	畑	879	堺市南区畑190番地8番地	山下 宗久	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-
堺市北区百舌島本町2丁183番地	吉田 晴彦	南区檜尾	729 731	田 田	439 413	堺市南区檜尾745番地	中山 幸也	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)					設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法			
堺市中区辻之 973番地1	永吉 智宏	中区陶器北 3丁	2078	田	1,447	堺市中区東山 278番地	大町 京子	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-			
			96	田	766											
堺市北区金岡町 2164番地1	芝尾 恭典	東区石原町 3丁	51	田	561	堺市北区中百舌 鳥町1丁19番地 1	池上 共子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年6月1日	令和7年5月31日	-	-			
			54-1	田	899											
堺市東区高松 486番地	谷 好勝	東区丈六	244-5	田	1,157	堺市東区高松 164番地1	楠本 辰作	使用貸借による権利	田として利用	令和4年6月1日	令和7年5月31日	-	-			
			244-6	田	1,121											
堺市中区平井 572番地6	中野 年宏	南区小代	244-1	田	939	堺市南区小代 337番地1	大仲 真弓	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-			
			244-3	田	904											
堺市中区平井 572番地6	中野 年宏	南区小代	246-1	田	837	堺市南区小代 326番地	大仲 爲次	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-			
			202	畑	1,838											
堺市南区鳴谷台 1丁43番4号	伊藤 武	中区伏尾	204	畑	839	堺市中区深阪2 丁4番7号	大家 保	使用貸借による権利 (解除条件付)	畑として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-			
			184	田	988											
堺市東区高松5 番地	阪口 茂樹	東区石原町 2丁	184	田	988	堺市北区百舌鳥 赤畑町5丁617 番地	新宅 美榮子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和7年3月31日	-	-			

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	中区陶器北	2209	田	1,237	堺市中区辻之7番地	松下 孝彦	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-
堺市中区辻之1番地	中西 健次					大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	農地中間管理事業共通事項					
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	中区陶器北	2226	田	2,948	堺市中区陶器北1501番地	谷 登	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-
堺市中区辻之1番地	中西 健次		2227	畑	743	大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	農地中間管理事業共通事項	畑として利用				
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	中区陶器北	2197	田	1,334	堺市中区辻之7番地	松下 孝彦	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-
堺市中区福田4番地	木本 隆夫					大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	農地中間管理事業共通事項					
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	中区上之	2026	田	2,262	堺市中区上之1番地	溝端 交吉	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-
堺市中区小阪5番地	藤原 武平					大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	農地中間管理事業共通事項					
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	中区陶器北	2091	田	2,408	堺市中区東山4番地	下村 美子	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-
堺市中区小阪5番地	藤原 武平					大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	農地中間管理事業共通事項					
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	中区陶器北	2098	田	1,173	堺市中区陶器北411番地	西野 清	使用貸借による権利	田として利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-
堺市中区小阪5番地	藤原 武平					大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	農地中間管理事業共通事項					

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)					設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	面積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の 支払方法		
大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	中区陶器北	2145	田	3,111	堺市中区陶器北 558番地	西野 邦子	使用貸借によ る権利 ・ 農地中間管理 事業共通事項	田として 利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
			2168-1		2,636									一般財団法人 大阪府みどり 公社	
堺市中区小阪5 87番地	藤原 武平	中区陶器北	2169	田	1,579	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	使用貸借によ る権利 ・ 農地中間管理 事業共通事項	田として 利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
			2186		1,332									西野 初子	
大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	中区陶器北	2250	田	1,072	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	使用貸借によ る権利 ・ 農地中間管理 事業共通事項	田として 利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
			2309		433									三ノ浦 春行	
堺市中区小阪5 87番地	藤原 武平	中区陶器北	2314	田	1,812	岡山県倉敷市西 富井629番地87 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	使用貸借によ る権利 ・ 農地中間管理 事業共通事項	田として 利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
			2315		943									松井 正實	
大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	中区陶器北	2348	田	2,328	堺市中区福田6 56番地1 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	使用貸借によ る権利 ・ 農地中間管理 事業共通事項	田として 利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
			2348		2,328									三ノ浦 喜美代	
堺市中区小阪5 87番地	藤原 武平	中区陶器北	2348	田	2,328	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	一般財団法人 大阪府みどり 公社	使用貸借によ る権利 ・ 農地中間管理 事業共通事項	田として 利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
			2348		2,328									三ノ浦 喜美代	

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権						
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法
大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	中区陶器北	2345	田	400	堺市中区陶器北1202番地	三ノ浦 敏昭	使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項	田として利用	令和4年4月1日	令和9年3月31日	-	-
	藤原 武平		大阪府みどり公社		2346		1,245						

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業

2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金、水利費	賦課金、水利費は地権者が負担する	—

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

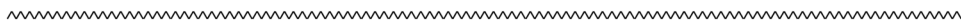
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金、水利費	賦課金、水利費は地権者が負担する	—



堺市公告第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市東区草尾1460番19及び1460番22
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市東区草尾497番地
中林 良男

~~~~~

堺市公告第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区陶器北24番3、24番4、26番1の一部、26番2、55番5、56番2及び56番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市西区上野芝町二丁1番1号  
堺市農業協同組合  
代表理事 寺下 三郎

## 上下水道局告示

### 堺市上下水道局告示第1号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和4年3月18日から令和4年3月31日までの間、堺市上下水道局下水道管路部下水道管路課情報係において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

#### 1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 令和4年3月31日

(2) 供用を開始する区域

ア 中区 上之、辻之、陶器北、東山及び伏尾の各一部区域

西区 菱木4丁の一部区域

南区 大庭寺、片蔵、小代、逆瀬川、梅、豊田及び檜尾の各一部区域

イ 東区 丈六、日置荘西町2丁、日置荘西町4丁、日置荘西町5丁、日置荘原寺町及び菩提町2丁の各一部区域

北区 野遠町の一部区域

美原区 阿弥、大饗、黒山、小寺、小平尾、真福寺、菅生、大保、多治井、丹上及び平尾の各一部区域

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道管路部備付けの図書のとおり

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法 分流式

#### 2 下水の処理開始の公示

(1) 下水の処理を開始する年月日 令和4年3月31日

(2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域

(3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- ア 前記1(2)アの区域 位置 堺市中区八田西町1丁2番1号  
名称 泉北水再生センター
- イ 前記1(2)イの区域 位置 松原市天見西7丁目265番地の1  
名称 今池水みらいセンター